

第3回目 介護保険に関するよくある質問と回答

介護保険料について

Q 介護サービスを利用していない方も介護保険料は納めなければならないのでしょうか。

A 介護保険料は、40～64歳の方は医療保険と共に、65歳以上の方は介護保険単独でそれぞれ納めていただいています。介護保険料を納めていただくことで介護サービスの利用料を1割負担のみで利用することができます。いま介護サービスを利用していなくても、突然、利用しなければならない状況になるかもしれません。いざという時のためにも介護保険料の納付にご理解をお願いします。

Q 介護保険料を滞納した場合、介護保険制度（ホームヘルパーなど）を利用できますか。

A 介護保険制度を利用することは可能ですが、サービス利用料の支払いの際に次のような不利益処分があります。

サービス利用料を一度全額（10割）自己負担していただきます。
後日、申請して保険給付分（費用の9割）を受け取ります。



サービス利用料の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付が一時差し止めとなります。
滞納が続くと、保険給付から滞納保険料額が差し引かれる場合があります。



利用者負担が3割に引き上げられます。
また、高額介護サービス費が受けられなくなります。

広報しべちゃ5月号でも少し触れましたが、全額負担となった場合、本来は5千円の負担で済むところが5万円負担しなければならなくなります。利用料負担を軽くするためにも、介護保険料は滞納ないようにしましょう。

なお、どうしても支払えない事情がある場合には、分割納付などがありますので、役場住民課介護保険係へ相談してください。

介護サービスの利用について

Q サービス利用料は1割負担だが、それでも利用が多くなると高額になり、支払いが大変になるので何とかならないか。

A 介護サービス利用料が高額になった場合は、「高額介護サービス費」という制度があります。同じ月に利用した介護サービスの自己負担額が一定の限度を超えた場合、超えた分が後から給付されます。ただし、所得によって限度額が異なり、申請が必要となるので、高額介護サービス費に該当する方には申請書を送付しています。

Q 介護認定を受けたら、ホームヘルパーに何でもお願いできますか。

A ホームヘルパーが行う支援内容は、介護保険法で決められています。また、介護保険法は「介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する」ことを基本理念としていますので、基本的にホームヘルパーは本人ができることは支援しないこととなります。ただし、本人ができることでも支援しないと危険である場合は、安全を重視して支援する場合があります。担当ケアマネージャーやヘルパー事業所の担当者とはよく相談して支援内容を確認しましょう。

Q 家族が昼間仕事でいないので、ホームヘルパーに料理を作ってもらっているが、家族の分も一緒に作ってもらうことはできますか。

A ホームヘルパーは「介護が必要な方」に対して支援するので、介護が必要無い家族の分の料理を作ることはできません。

要介護認定について

Q 要介護認定調査のとき、知らない方を目の前にするためか本人がいつもできないこともできてしまうことがあります。認定結果に影響があるのではないのでしょうか。

A 調査では、本人が実際に行う項目（「立ち上がり」や「歩行」など）がありますが、同時に普段の状況についても聞き取りを行っています。普段と違うようであればそのことも調査票に記載され、介護認定審査会の参考とします。

Q 要介護認定は74項目の調査だけで判断されるのですか。

A 要介護認定は全国一律の基準による74項目のコンピューター判定（一次判定）と、調査員が聞き取りしたことや具体的な状況（特記事項）に加え、主治医の意見書の内容に基づき介護認定審査会（二次判定）で決定します。それぞれの項目に具体的な情報があり、医療の視点からの情報もありますので、要介護認定はとても膨大な情報から判断・決定されています。

Q 要介護認定の結果を受け取ったが、歩くことのできるBさんより、寝たきりのAさんの方が介護度が低いのはなぜですか。

A 「介護度」とは「どのくらい介護の手間（時間や内容など）がかかるのか」ということであって医学的に「症状が重い」ということとは異なります。

	Aさん (高齢による認知症と筋力低下)	Bさん (軽度の認知症)
①食事	自分で可能	自分で可能
②場所の理解	できない	できない
③視力	普通	普通
④歩行	できない	できる
⑤徘徊	ない	ある

AさんとBさんを比べると、①～③までの状況は同じです。Aさんは、歩行ができないため車椅子で移動するなど誰かが押さなければならないので、介護の手間がかかります。また、Bさんは、歩行ができるので車椅子

を押す手間はありますが、場所の理解ができないので、万が一勝手に外へ出てしまうと一大事ですので、常に誰かが見ていなければなりません。移動するときだけ介護するAさんと、一日中ずっと見ていなければならないBさんでは、歩いて元気に見えるBさんの方が手間がかかり、介護度が高くなります。

これは極端な例ですが、「症状が重いから介護度が高い」ということではないことをご理解ください。

その他

Q 要介護認定を受けたら、必ず何かの介護サービスを受けなければなりませんか。

A 家族の介護や本人の努力で生活上問題がなければ、認定を受けてもサービスを利用する必要はありません。

Q 入院中の病院から外泊するときにホームヘルパーをお願いできますか。

A 現在の保険制度は、介護保険より医療保険が優先されます。入院中は医療保険の利用になるため、介護保険サービスは利用できません。外泊は、本来なら入院中のため、病院の管理下で医療保険適用中という扱いになります。したがって、外泊中は医療保険が優先されるため、介護保険であるホームヘルパーは利用できません。

Q 65歳になって新しく介護保険料の納付書が届いたが、すでに国民健康保険税の納付書があり、その中で介護保険料を3月まで払うことになっている。二重払いになっていませんか。

A 国民健康保険税の納付書に含まれる介護保険料分はあらかじめ65歳になる前月までの分が算定されています。国民健康保険税と一緒に1年間（9期）かけて、65歳になる前月までの分を均等に分割して納付していただきますので、重複しているように感じますが、二重払いにはなりません。例えば、7月に誕生日がきて65歳になる方は、国民健康保険税での介護保険料分は4～6月の3カ月分になります。この3カ月分を9期に分けて、他の「医療分」「後期分」とともに納めるので、支払いの時期は重複します。65歳になって新しく届いた介護保険料の納付書は、国民健康保険税の納付書に含まれる介護保険料とは異なりますので、ご理解をお願いします。

■問い合わせ 役場住民課介護保険係（1階④番窓口☎485-2111内線138）
地域包括支援センター（☎485-1515）